## 平成 22 年度第3回

# 宇都宮市国民健康保険運営協議会

## 会 議 次 第

日 時 平成23年2月24日(木) 午後3時00分~ 会 場 宇都宮市役所14階 14大会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 報告事項
    - ア 「国保アクションプラン23(案)」について
    - イ 平成23年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について
  - (2) その他
- 3 閉 会

## 宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成23年1月1日現在

<b>_</b>	. 1	平成23年1月1日現在
委員種別	氏 名	役 職 等 
	福田智恵	市議会議員
	金 沢 カ	"
第 1 号 委 員	岡 本 芳 明	"
	井 上 尉 央	市商工会議所青年部
被保険者代表	鹿 野 順 子	少性部理事 総務委員会委員長
	加藤一克	市農業委員会会長
	篠崎文子	市農業委員会農地部会第1調査部長
	稲 野 秀 孝	市医師会会長
	中澤 堅次	市医師会副会長
第 2 号 委 員	齋 藤 公 司	11
保険医・	菊 池 進 一	"
保 険 薬 剤 師 代 表	小 林 豊	市歯科医師会会長
	菊 地 善 郎	市歯科医師会副会長
	廣 田 孝 之	市薬剤師会常務理事
	五月女 伸夫	市 議 会 議 員
	半貫光芳	II.
M 0 D Z B	阿 久 津 均	11
第3号委員	阿久津 善一	"
公益代表	井澤 清久	市 社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長
	鈴 木 逸 朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山 口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇 都 宮 部 会 監 事
第 4 号 委 員	野中貞明	
被用者保険等	手 塚 寛 文	全国健康保険協会栃木支部       業務
保険者代表	直 井 茂	栃木県市町村職員共済組合事務局
		<u>テ 切 内                                  </u>

# 事務局名簿

	氏	名		役 職
桜	井	鉄	也	保健福祉部長
半	田	秀	_	保健福祉部次長
Ш	俣		浩	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
水	沼	行	博	保健福祉部保険年金課長
長	谷 部		敬	保健福祉部保険年金課長補佐
野	沢		努	保険年金課管理グループ係長
黒	須	正	宏	保険年金課国保給付グループ係長
鈴	木	信	晴	保険年金課国保税グループ係長
大	野	益	男	保険年金課収納グループ係長
佐	藤	雅	俊	保険年金課滞納整理グループ係長
吉	井	貴	久	保険年金課管理グループ総括主査
高	橋		聰	保険年金課国保給付グループ総括主査
金	枝	宣	行	保険年金課国保税グループ総括主査
佐	野	直	子	保険年金課収納グループ総括主査
髙	橋	英	之	保険年金課滞納整理グループ総括主査

#### (1)報告事項

#### ア 「国保アクションプラン23(案)」について

- 1 アクションプラン 2 2 の進捗状況 ・・・・ 別紙
  - (1) リレーションシップの構築

わかりやすいホームページとするため「お知らせ」や「よくある質問」を載せるなどリニューアルを行うとともに,健康づくりなどのページを作成中である。

#### (2) 保険税収納率の向上

現年度収納率は,口座振替の加入キャンペーンなどによる勧奨や,文書・電話・徴収嘱託員による現年度催告の強化など,これまでの滞納繰越優先から現年度優先へと転換した様々な収納対策により上昇に転じ,目標を上回る見込みである。

#### 保険税の収納率(現年度)

《目標》84.00%□ 84.70%21年度実績83.29%

#### (3) 医療費の適正化

ジェネリック医薬品の周知やレセプトの電子化に取り組んできたものの,1人当たり医療費の伸びは目標値を超える(目標に達しない)見込みである。

市民(被保険者)1人当たり医療費の増加率

《目標》《見込み》3.65%

2 1 年度実績 2 . 2 7 %

#### (4) 保健事業の充実

特定健診については,受診キャンペーンや出前健診など新たな取組を行い,受診率の向上を図っている。

また,健康増進課のほか,全国健康保険協会(協会けんぽ)を加え保健事業の連携 について検討中である。

#### (5) 業務改革の推進

窓口業務の外部委託を見据え,事務の執行体制の見直しを行った。 23年度には窓口業務の一部統合(資格,給付)の試験運用を実施

#### 2 アクションプラン23における重点事業

#### (1) リレーションシップの構築

「国保だより」やホームページにより発信する情報を充実していく中で,新たに被保険者から「国保サポーター」を募集し,ウォーキングマップの作成や特定保健指導のリポートの記事作成などに活用する。

#### 【主な取組】

- ・「国保だより」, ホームページの情報の充実
- ・国保サポーターの活用 <新規>

#### (2) 保険税収納率の向上

22年度の現年度収納率が目標を上回る見込みであることから,引き続き口座振替の加入促進や的確な催告,納税指導に取り組み,さらなる収納率の向上に努める。

#### 【主な取組】

・口座振替の加入促進

ペイジー口座振替受付サービスの導入 <新規> (4月~) キャッシュカードによる簡易な手続き

- ・特別催告(カラー催告書)の強化
- ・職員による訪問納税指導

#### (3) 医療費の適正化

ジェネリック医薬品について,今後の対策の参考とするため,使用状況や意向などの現状把握に努める。

#### 【主な取組】

・ジェネリック医薬品の普及促進

アンケートの実施(実態の調査) <新規>

#### (4) 保健事業の充実

特定健診について,引き続き未受診者への勧奨や健診の周知・啓発を広く行い,今年度から開始した受診キャンペーンや出前健診の実施方法などを工夫して継続するほか, 全国健康保険協会(協会けんぽ)との保健事業の連携を図る。

また,リレーションシップ構築の取組により,健康づくりに資する情報を発信し,被保険者の健康増進を図る。

#### 【主な取組】

- ・特定健康診査・特定保健指導の推進
- ・全国健康保険協会との事業連携 <新規>

#### (5) 業務改革の推進

国保業務を全体的に見直し,業務の効率化を図る。

#### 【主な取組】

・窓口業務の一部統合(資格,給付)の試験運用 <新規>

#### 3 アクションプラン23における目標

(1) 保険税の収納率(現年度)

平成 22 年度

目標84.00%

見込み 84.70%

平成 23 年度

85.50%

《国保経営改革プラン》

平成 26 年度

88.00%

(2) 市民(被保険者)1人当たり医療費の増加率

平成 22 年度

目標3.15%

見込み 3.65%

平成 23 年度

2.89%

《国保経営改革プラン》 平成 26 年度

2.25%

# 国保アクションプラン22の取組状況

 施 策	主な取組(平成 22 年度), 実績	進捗	評 価	改善点,今後の方向性	平成 23 年度の主な取組
ル 東	Plan Do	<b>進抄</b>	Check	Act	Plan
リレーションシップの構築					
情報発信	・ホームページの活用		ホームページについて , リニューアル	国保だよりやホームページなどを通して、	・国保だより,ホームページの情報
	ホームページのリニューアル		を行うとともに、健康づくりなどのペ	有益な情報を ,伝え方を工夫しながらより	の充実
	「お知らせ」「よくある質問」の掲載		ージを作成中である。	多く発信する。	健康づくりを中心に情報発信
	など			作成にあたっては,被保険者(国保サポー	し,国保だよりは年2回発行
		В		<u>ター)を加えることにより , 情報の幅を拡</u>	国保サポーターの活用
				げるとともに被保険者との関係強化を図	被保険者からサポーターを募集
				<u>3.</u>	し,特定保健指導のリポートな
					どを国保だよりやホームページ
					で紹介
保険税収納率の向上					
口座振替の加入促進	口座振替加入キャンペーンの実施		口座振替加入キャンペーンを効果的	今後も口座振替加入キャンペーンを継続	ペイジー口座振替受付サービスの
			に展開したことにより , 昨年度と比較	するとともに ,口座振替手続きの簡素化を	開始 ( 23 年 4 月 ~ )
	【目標】新規加入 1,500 件		して,口座振替加入者が大幅に増加し	図るため,平成 23 年度から <u>新たにモバイ</u>	・口座振替加入キャンペーンの実施
	1,786件(23年1月末)	Α	た。	ル決済端末を活用した口座振替受付を実	新規加入者に景品贈呈
	前年比 57.3%増			施するなど ,さらなる向上策により加入勧	・催告文書への口座振替の案内記載
	[参考]昨年度同期 1,135件			奨を図る。	
					【目標】新規加入 2,000件
コンビニ収納の実施	コンビニ収納の開始(7月~)		コンビニ収納の 59%が夜間や休日の	適宜コンビニ納付をPRし ,納期内納付を	
	コンビニ収納件数の割合 5.8%	В	利用であり,納税者の利便性の向上に	促進する。	
			寄与している。		
徴収嘱託員の活用	現年度分の徴収		滞納繰越分に加え,現年度分も徴収の	現年度の滞納に対し ,これまで以上に徴収	・現年度分の徴収強化
		В	対象とすることにより,早期納付につ	嘱託員を活用する。	
			ながっている。		
納税催告センターの活用	・9月の催告 (22年度1期)		納税催告センターは初期滞納者,累積	職員が行っている電話催告のうち ,軽度な	・滞納初期での催告(電話,文書)
	1,936件		傾向のある滞納者は職員対応とする	滞納については納税催告センターで対応	・架電接触後の後追いによる再架電
	架電件数 876件(56.8%)	В	ことで,効果的な催告を行っている。	するなど ,滞納の状況に応じた分担の見直	の実施
				しにより ,納税催告センターのより効果的	・口座振替不能者への督促状発布以
				な活用を図る。	前の電話催告
電話催告(現年度滞納者対象)	・催告件数 8,056件(12月末)		納税催告センターで対応後の滞納者		・継続的な催告
	滞納額 316,385,670 円	В	に対して,継続的な納付の働きかけが		納税催告センターで対応しに
			できている。		くいものや累積滞納

重点施策 新規の取組 拡充した取組 進捗 A:予定より進んでいる B:予定どおり C∶予定より遅れている

# 国保アクションプラン22の取組状況

 施 策	主な取組(平成 22 年度), 実績	進捗	評価	改善点,今後の方向性	平成 23 年度の主な取組
116 X	Plan Do	(E15)	Check	Act	Plan
臨戸訪問(現年度滞納者対象)	平日の臨戸訪問を実施		在宅の可能性が高い休日のみならず ,	全庁支援 ,部内支援における休日臨戸訪問	職員による訪問納税指導
	日数月3日		平日においても臨戸訪問を行うこと	の実施と ,納税者との接触の機会の拡充の	平日臨戸
	件 数 274 世帯 588 件	В	で納税者との接触が増えている。	ため,在宅の可能性の高い滞納者を抽出	週1日×1班
	滞納額 22,298,200 円	D		し,効果的な平日臨戸訪問を行う。	・全庁支援,部内支援での休日臨戸
	全庁支援による臨戸訪問の実施				訪問の実施
	訪問件数 332 件				
催告書	現年度催告において警告書を同封		特別催告書のほか,1月には現年度催	現年度定期催告においては差押警告書を ,	【目標】 送付数 21,000件
	発送日 平成 23 年 1 月 19 日 (水)		告書に警告書を同封することにより、	過年度催告においては差押予告書を年1	(=滞納世帯数)
	対象数 4,713 件		対前年同期比で収納件数 1,120 件増と	回同封する。	
	滞納額 290,873,200 円	В	なった。		
	【目標】 24,160件				
	14,012件(23年1月末)				
差押の強化	【目標】件数 390 件 換価額 11,160,000 円		預金を中心とした債権類の差押にシ	引き続き債権を主体とする差押を強化す	生命保険債権の差押
	差押件数(23 年 2 月 15 日現在)		フトし ,差押の 77%は債権となってい	るとともに ,徴収アドバイザーから指導を	自動車の差押
	執行件数 140件(うち債権 107件)		る。臨場しても預金残高がないために	受けた生命保険債権の差押 ,自動車等動産	
	換価額 11,599,025 円	В	執行できなかった件数も多いため,件	の差押にも積極的に取り組み ,悪質滞納者	【目標】 換価額 15,000,000円
			数は目標を大きく下回ったが,換価額	には厳しく対処する。	
	・徴収アドバイザーからの指導(国保連合会)		   は目標を達成している。		
	7・10・1月 各2日 30事案				
特別収納対策室との連携	・滞納処分(23年1月末)		対策室に移管後の債権回収のみなら	催告書に同封する警告書で「特別収納対策	・移管予告通知を有効に活用すると
	債権差押 58 件		ず,移管予告通知送付段階でのアピー	室」の存在周知を行うことで,移管予告通	ともに,緊密な連携により対応す
	換価額 3,820,750 円	В	ル効果も大きかった。	知以前で一定のアピール効果を狙うとと	る。
	一部納付 10件 一			もに ,送致基準を見直し ,一定件数を送致	
	分納約束 38件 - 収納額3,801,845円			し,送致後も緊密な連携を図る。	
二重資格者の解消	・該当者の抽出,届出勧奨(通知)		年金記録と所得情報等を突合し、社会	強化月間を設け事務を集中的に行うなど,	・資格適正化の強化月間の設定(10
	該当者 241人(23年1月末)	В	保険の該当と思われる者に対して勧	取組を強化し ,二重資格者の解消(資格の	月)
			奨通知を送付し,届出を促している。	適正化)を図る。	
資格証明書・短期被保険者証の	・10 月一斉更新時		資格証明書・短期被保険者証を的確に	あらゆる機会を捉え納税指導に努めなが	・あらゆる機会を通し,資格証明書
交付	資格証明書 3,372 件		交付し,滞納者との接触,納税相談の	ら,適正に交付を行う。	交付者との接触を図り納税指導に
	短期被保険者証 3,439件	R	機会を確保している。		努め,資格証明書交付数の縮小に
	・1 月短期被保険者証更新時	ט	なお,資格証明書・短期被保険者証の		努める。
	資格証明書 3,141 件		交付数は,納付の継続により,減少傾		
	短期被保険者証 3,366件		向にある。		
手上妆笠 女担の町畑	<del>10 大 L + m/u</del>	<b>`#</b> +#	A . マウトバ生/ ボロマ - ロ・マウド	もい て、マウトい思わていて	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

重点施策 新規の取組 拡充した取組 進捗 A:予定より進んでいる B:予定どおり C∶予定より遅れている

## 国保アクションプラン22の取組状況

施策	主な取組 ( 平成 22 年度 ), 実績 P l a n D o	進捗	評 価 Check	改善点,今後の方向性	平成 23 年度の主な取組 P l a n
医療悪の溶エル	Plan Do		Check	Act	Plan
医療費の適正化 ジェネリック医薬品の普及促 進	・国保新規加入者への「お願いカード」とチ ラシの配付	В	新規の国保加入者には ,「お願いカード」などの配付により , ジェネリック 医薬品の周知・啓発を行えている。	今後の対策を検討するにあたり , <u>ジェネリック医薬品の使用状況や意向などの現状</u> 把握に努めるとともに ,他市の状況等を参考に差額通知の検討を行う。	アンケートの実施 ・差額通知の検討
レセプトの電子化	・点検の対象の拡大 個人の医療機関のレセプトも点検 【目標】点検件数 月 2,400 件 月 2,600 件	В	縦覧点検の範囲が拡大するなど,電子 化のメリットが現れている。	レセプト管理システムを活用し ,引き続き 効率的な点検に努める。	・点検の効率化 【目標】点検件数 月3,000件
保健事業の充実					
特定健康診査・特定保健指導の推進	特定健診受診キャンペーンの実施 (12月~23年3月) 出前健診の実施(11月)(モデル事業) 中心部商店街(オリオン通り・ユニオン 通り)の国保加入者を対象 ・未受診者への受診勧奨(23年1月末) 電話 53,378件 はがき 24,362件 【目標】特定健診受診率 50% 25%(見込み) 特定保健指導実施率 35% 10%(見込み)	В		引き続き未受診者への勧奨や健診の周知・啓発を広く行っていくほか,今年度から開始した受診キャンペーンや出前健診については実施方法などを工夫し,受診率の向上を図る。	・特定健診受診率向上キャンペーンの実施 ・出前健診の実施 実施地区を増加 ・電話・八ガキ等による未受診者勧奨の実施 【目標】特定健診受診率 30% 特定保健指導実施率 35%
人間ドック・脳ドックの推進	・定期的に市の広報紙で案内(2ヶ月ごと) 【目標】受診者 3,200人 2,500人(見込み)	В	定期的に広報を行い,前年度よりも受診者が増える見込みである。 21年度 22年度見込み 受診者 2,245人 2,500人	広報紙のほかによっても周知を行い,受診を勧奨する。	・「国保だより」などでの周知【目標】 受診者 2,800人
健康づくり支援事業の推進	・事業の具体化の検討	В	具体的な事業の決定までには至っていないものの、健康増進課のほか、全国健康保険協会(協会けんぽ)を加え、保健事業の連携について検討している。	効果的,効率的に保健事業を実施するため,健康増進課や全国健康保険協会などとの連携を強化するとともに,健康づくりに資する情報を発信し,健康づくりを推進する。	全国健康保険協会や健康増進課との 事業連携を検討 ・リレーションシップの構築を進める中 での健康づくり支援 健康づくりを主とした情報発信
業務改革の推進					
業務の効率化の推進	・外部委託(窓口業務)の検討 ・執行体制の見直しや人材活用などの検討	В	窓口業務の外部委託を見据え,23年度 からの事務の執行体制の見直しを行った。 また,現在,外部委託の基本方針を策 定中である。	窓口業務の外部委託に向け, <u>資格と給付の</u> 窓口を統合し試験運用を行う。また,その 他の業務についても効率化を図る。	・窓口業務の一部統合(資格,給付)に よる試験運用(10月~)

重点施策 新規の取組 拡充した取組 進捗 A:予定より進んでいる B:予定どおり C:予定より遅れている

# 国保アクションプラン23(案)

平成23年4月

宇都宮市 保健福祉部 保険年金課

# 目 次

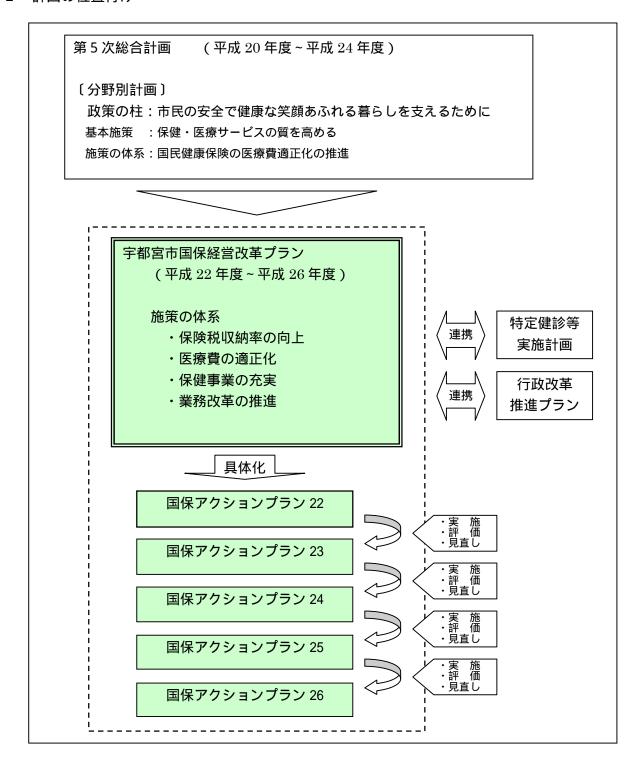
į	計画の概要············1	
1	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	)
4	本年度の方針及び重点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・2	<u>)</u>
5	本年度の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	}
Ž	本年度事業計画· · · · · · · · · · · · · · · · · 4	ļ
1	リレーションシップの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	ŀ
2	保険税収納率の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	ŀ
3	医療費の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	7
4	保健事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	7
5	業務改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	7
1	計画の評価(事業の進行管理)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	3

#### 計画の概要

#### 1 計画の目的

本計画は、「宇都宮市国保経営改革プラン」に基づき、今後5年間、本市の国 民健康保険事業を運営していくにあたり、事業の具体的な取組を明確にし、同 計画を着実に推進していくための年度ごとの事業実施計画です。

#### 2 計画の位置付け



#### 3 計画期間

平成23年度の1年間(4月~3月)とします。

#### 4 本年度の方針及び重点事業

(1) リレーションシップの構築

方針

被保険者の健康づくりや国保への理解が深まるような情報を発信することにより、被保険者とのリレーションシップを構築していきます。

#### 重点取組

- ・「国保だより」, ホームページの情報の充実
- ・国保サポーターの活用

#### (2) 保険税収納率の向上

方針

引き続き,現年度優先の収納対策を推進します。滞納への早期着手により新たな滞納繰越を削減し,滞納の早期解消を図ります。

#### 重点取組

- ・口座振替の加入促進
- ・特別催告(カラー催告書)の強化 現年度滞納者への催告
- ・職員による訪問納税指導の強化

#### (3) 医療費の適正化

方針

ジェネリック医薬品に対する理解を深める情報や医薬品の選択に資する情報を提供することなどによりジェネリック医薬品の普及を図ります。

#### 重点取組

・ジェネリック医薬品の普及促進

#### (4) 保健事業の充実

方針

より多くの被保険者が特定健康診査・特定保健指導を受診するよう対象者への啓発,受診勧奨を働きかけます。

また,健康増進課,全国健康保険協会(協会けんぽ)との連携により健康づくりに資する事業の早期実施に向けて検討します。

#### 重点取組

- ・特定健康診査・特定保健指導の推進
- ・全国健康保険協会(協会けんぽ)との事業連携

#### (5) 業務改革の推進

方針

国民健康保険業務を全体的に見直し,業務の効率化を図るため,外部委託など実施できるものの整理を行い早期実施に向けて検討します。

#### 重点取組

・窓口業務の一部統合(資格,給付)の試験運用

#### 5 本年度の目標

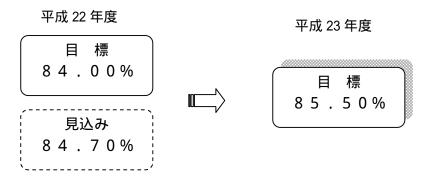
「宇都宮市国保経営改革プラン」では,平成26年度の目標を以下のように設定しています。

保険税の収納率(現年度) : 88%

市民(被保険者)1人当たり医療費の増加率 : 2.25%

アクションプランでは,現状を踏まえながら,この目標の達成に向けて,本 年度の目標を以下のように設定します。

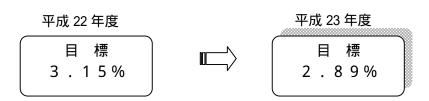
#### (1) 保険税の収納率(現年度)



#### 主な取組効果

施策	収納率への効果
口座振替の加入促進	0.13%增
コンビニ収納の実施	0.05%増
納税催告センターの活用	0.10%増
電話催告の強化	0 . 1 1 %增
特別催告(カラー催告書)の強化	0 . 2 4 %增
差押の強化	0.08%増
その他	0.09%増
計	0.80%増

#### (2) 市民(被保険者)1人当たり医療費の増加率



## 平成23年度事業計画

## 1 リレーションシップの構築

								年間スケ	·ジュール						
施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	23年度												目標値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
情報発信	健康づくりや国保に関する情報などを	・ホームページの充実	ページの更新	Í										<b></b>	
	発信することにより,被保険者との	・「国保だより」の充実				国保だより	発行						国保だより	発行	
	リレーションシップの構築を図る。	国保サポーターの活用				サポーター	公募	国保 <u>だより</u>	等の編集 ニュ			<b>→</b>			

## 2 保険税収納率の向上

										年間スク	「ジュール							
施	策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	23年度														目 標 値
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
口座振替の	加入促進	口座振替による納税を推奨し,納期内	モバイル決済端末の活用	•													<b></b>	新規加入者
III·	年度対策	納付の拡大を図る。	窓口での勧奨															2,000 件
17.	十尺八尺	加入促進のキャンペーンを展開する。	・新規加入者への勧奨(随時)															
																		目標収納額
			当初納税通知書に申込書同封				申込書同封											15,120,000 円
			電話による勧奨			電話勧奨	•	•	<b></b>									(1期分×800件)
			新規加入者へのインセンティブ															収納率効果
			(健康関連グッズ等の贈呈)	•					<b></b>									0.13 %増
コンビニ収	(納の実施	当初納税通知書及び随時課税の納期内	・納期内納付に限り可能。			当初納付書	•							-				目標収納額
H	年度対策	に係る納付書については,コンビニエ	今後の課題											23年度随時	•		-	5,670,000円
177.	十段对象	ンスストアでの納付を可能とし , 納税	督促状・分割納付書も対応とすれ															(1期分×300件)
		の利便性の向上を図る。	ば,さらに利便性は向上するが,															収納率効果
			経費(システム改修・手数料負担)															0.05 %増
			の問題もあり,今後の検討課題。															
徴収嘱託員	の活用	今年度は,あらかじめ徴収嘱託員によ	・現年度分において、徴収員徴収を	22	年度分		23年度分(原	原則は督促状	発布後とする	が,納期内	こおいても事	前承認により	可とする)					目標収納額
TE!	年度対策	り徴収を行うケースを記事に明示する	希望する場合は , 自主納付できな	•	+	<b>-</b>	•							<del>                                     </del>				7,560,000 円
		ことで,スムースな収納を行う。	い理由を確認し,徴収嘱託員によ	過年度分	・新規開拓													(1期分×400件)
∥ ∟過:	年度対策		る徴収を行う。	<b>-</b>	. +	-	+		+		+			>				収納率効果
			・電話が不明であったり,文書催告															0.06 %増
			を行っても接触のない納税義務者								23年度滞結	納者強化訪問	•				-	
			には,徴収嘱託員による接触を奨															
			励し収納に結びつける。															
納税催告セ	ンターの活用	初期滞納段階の納税義務者に対し,委	・架電率の高い時間帯に効果的に架	7•8期	8期	3月随時	4月随時	5月随時	1期	1・2期	2・3期	3•4期	4•5期	5・6期	6•7期	7・8期	8期	目標収納額
TE!	年度対策	託事業者のオペレーターが電話・文書	電できるよう委託事業者と調整。		3月随時	4月随時	5月随時	6月随時	6月随時								3月随時	11,340,000 円
<u>-π</u>	一区小八水	にて滞納税の早期納付を促す。	架電接触後の後追い調査により,		書 8期・随文書	随時文書	随時文書	随時文書	1期文書	1・2期又書	2・3期文書	3*4期又書	4・5期又書	5.6期又書	6・/期又書	7・8期文書	战期・他又害	(1期分×600件)
			未納者には再架電を行い,納期内	新規加入都	皆:随時実施													収納率効果
			納付の定着を図るとともに,期別														<del>                                     </del>	0.10 %増
			困難者は初期段階で相談誘導。	過去のき	データ●		<u> </u>											

## 2 保険税収納率の向上

										年間スク	「ジュール							
	施策	概  要	取組内容・実施方法・問題点など	23年度														目標値
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
	夜間電話催告	催告センター架電状況と調整のうえ,	・電話接触不能者には,特別催告に															目標収納額
	現年度対策	保険年金課として実施する。	より対応する。	22年度滞納者	22年度滞納者	22年度滞納者			23年度1期	1~2期	1~3期	1~4期	1~5期	1~6期	1~7期	1~8期	23年度滞納者	13,230,000 円
	<b>以十反</b> 对束		・実施状況を個人毎に取りまとめ,	•	$\longrightarrow$	<b>→</b>			•	•	•	•	$\longrightarrow$	•	•	•	•	(1期分×700件)
			着実・的確な実施に努める。															収納率効果
	口座振替不能者への	口座振替不能者に,督促発布以前に架	納税催告センターへの催告委託					第1期不能者	第2期不能者	第3期不能者	第4期不能者	第5期不能者	第6期不能者	第7期不能者	第8期不能者			0.11 %増
	催告の早期着手	電し,督促状での納付を促すとともに	・不能者リストを活用し,電話催告					•	•	•	•	•	•	•	•			
	現年度対策	口座管理を要請する。	を行う。															
	九十及刈水	納税催告センターへ委託																
	部内支援	年3回実施	・7課1所に要請															
電	( 収納対策本部 )	また , 5月の休日臨戸訪問徴収におい	・部内管理職8名と収納・滞納整理	:	22年度滞納者					1~2期					1~7期		23年度滞納者	
話	現年度対策	ては,3月末時の収納状況を勘案し,	G職員のペアによる管理職臨戸。		$\longrightarrow$					•					•		•	
	カルト及バス	状況にり管理職臨戸とする。	・臨戸対象は現年度滞納者。															
催			・対象は,催告C・課内催告と調整															
告			し抽出する。		管理職臨戸													
	全庁支援	現年度滞納者への電話催告・文書催告	・対象は,催告C・課内催告と調整								11/	~ 12/	1/ ·	~ 2/				
	(収納対策本部)	・臨戸訪問の実施	し抽出する。															
	現年度対策																	
	カルト及バル																	
	休日納税相談	特別催告や電話相談において,平日の	・納税相談は過年度滞納者主体とな		5/(土)		7/(日)		9/(土)		11/(土)	12/(日)		2/(土)	3/(土)		5/(土)	
	休日電話催告	来庁困難者には休日納税相談を周知し	るが,電話催告は現年度滞納者を		納税相談		納税相談		納税相談		納税相談	納税相談		納税相談	納税相談		納税相談	
	現年度対策	窓口相談を実施,また課内職員による	主体とする。		電話催告							電話催告		電話催告			電話催告	
	過年度対策	電話催告を行う。		:	22年度滞納者							1~4期		1~6期			23年度滞納者	
	休日臨戸訪問	納税者が在宅している可能性の高い,	・職員臨戸を原則とするが,現年度		5/(土)							12/(日)		2/(土)			5/(土)	
臨	現年度対策	土・日曜日に臨戸訪問し,収納・納税	の収納状況を勘案し,部内管理職		管理職臨戸							職員臨戸		職員臨戸			職員臨戸	
	過年度対策	相談を行う。不在時は連絡票残置。	の協力を仰ぎ管理職臨戸とする。															
戸																		
訪		滞納者との接触機会を拡大するため,	・納税者の生活状況を検分し,収納	1班×2回	1班×2回	1判×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×4回	1班×2回	1班×2回	
問	現年度対策	毎週1回の臨戸訪問を実施する。	方針を得るためにも,臨戸訪問の															
	過年度対策		頻度を確保する。															
	現年度催告書	定時催告	12月催告には警告文書同封	4/						10/		12/			3/	4/		
				1期~8期						1・2期		1~4期			1~7期	1~8期		
	-	現年滞納者に関しても,滞納状況に応		22年度						23年度								目標件数
催	告書)の強化	じ,催告書・差押警告書・差押予告書			<b>→</b>												<b></b>	42,000 件
	現年度対策	・分納不履行通知等の特別催告書を送	l															
告	過年度対策	付し , 滞納者との接触の機会の拡大を	1	過年度:隨時	送付	滞納者数21,	000件(現年	・滞繰)×2	回 = 42,000件									目標収納額
書		図り,適切な納税指導を行う。	・嘱託職員も活用。	+							<del> </del>						<b>→</b>	28,350,000 円
			・滞納者の反応により順次,送付す															(1期分×1,500件)
			る特別催告書の警告度をあげ,財															収納率効果
			産調査も合わせ実施し,差押の執															0.24 %増
			行に備える。															

## 2 保険税収納率の向上

									年間スケ	ジュール							
施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	23年度														目 標 値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
差押の強化	地区担当制と併せ,預金調査・給与照	・預金調査の範囲を都市銀行にも拡	財産調査・差	<b></b>													目標件数
現年度対策	会を滞納整理Gが一元実施することで	大する。	•													-	1人×年25件
□ □ <u>□ 児子及</u> り集 □ □ 過年度対策 □	調査の効率化を図る。	・不動産(参加)差押案件で収納に															× 13名 = 325件
	悪質滞納者は,発見した債権類の額が	結びつかない案件は,債権類の財	<b>-</b>				+			<del> </del>		<del> </del>				→	1
	小額であっても,積極的に差押を執行	産調査を行い,発見時には二重差															目標換価額
	する。	押もしくは差押替し,換価・収納															9,450,000 円
		に結びつける。															(1期分×500件)
		・現年のみの滞納者であっても,悪															収納率効果
		質と判断される場合には , 債権差															0.08 %増
		押が可能な場合は執行する。											現年度主体				
		・強化月間を設け,職員の意識の向			強化月間					強化月間			強化月間				
		上を図る。								<u> </u>							
特別収納対策室との連携	高額・悪質滞納者に対しては,特別収	案件抽出	案件抽出				案件抽出							案件抽出			1
■	納対策室に送致し,着実に滞納処を執	移管通知の送付	移管乳	と	<b>-</b> →		移管案	件決定 ●	- →					移管	案件決定 ●		
過十度刈泉	行する。	移管		移管通知送付	付 ◆ - →	移 管	<b>1</b>	移管通知送付	·	移 管					移管通知送价	र्न <b>← − →</b>	
		滞納処分の執行															
二重資格者の解消	社会保険に加入していながら , 国保の	・年2回,年金記録との突合リスト							第1回目						第2回目		目標件数
田左舟社签	離脱手続きが未了のため,国保との二	を作成し,当人もしくは勤務先に							•	<b></b>					•	<b></b>	200 件
現年度対策	- 重加入状態となっている者に対し,随	勧奨通知を送付。															調定減額更正
□過年度対策□	  時,手続き勧奨を行い,資格適正化を	・なお,手続未了の場合は,給与照															3,780,000 円
	  推進し,適正課税に資する。	会により,資格取得年月日の確認															収納率効果
		を行い,職権により資格更正。															0.03 %増
資格証明書・短期被保険	交付基準を見直し、証判定に要する職	・10月の一斉更新時より、新たな基	証判定作業	<b>⊭                                    </b>		証判定作業	<b>◆</b> - →		証判定作詞	<b>業 ● - →</b>		証判定作詞	<b>業 ● - →</b>		証判定作業	¥ <b>←</b> - →	
者証の交付	   員負担を軽減し、収納対策に振り向け	準により、短期被保険者証・資格				証交付	ſ	証交付	İ								
_ 過年度対策 <u></u>	<b>ప</b> 。	証明書の交付を行う。					<u> </u>										
																目標収納額	94,500,000 円
																収納率効果	0.80 %増

23年度現年調定見込額	11,795,537,000 円
推定課税世帯数	78,000 円
一世帯平均課税額	151,200 円
一期あたりの平均額	18,900 円

## 3 医療費の適正化

			年間スケジュール												
施策	概  要	取組内容・実施方法・問題点など	23年度												目標値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ジェネリック医薬品の	ジェネリック医薬品の情報提供等によ	・新規加入者への「お願いカード」	「お願い力	ード」 , チラシ	/の配布										
普及促進	り,普及を促進する。	と啓発用チラシの配布	•											<b>+</b>	-
		・アンケートの実施													
		・ジェネリック医薬品使用における	アン	ケートの実施											
		差額通知書送付の検討	差	額通知の検討											
レセプトの電子化	レセプトの電子化(栃木県内は,一部	・レセプト管理システムの利用	•											-	財政効果率
	の例外を除き平成22年度から)により	・患者・疾病等のデータ分析の検討		患者・疾病等										<b></b>	1 %
	点検事務の効率化や電子データの活用			データ分析の											点検件数
	を図る。			検討											月3,000 件
	本市では , 平成21年7月から電子化														
	に対応														

## 4 保健事業の充実

				年間スケジュール											
施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	23年度												目 標 値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特定健康診査・特定例	健 生活習慣病の早期発見・予防により,	・受診率向上キャンペーンの実施				受診率向上‡	・ャンペーン●			•					特定健康診査受診率
指導の推進	被保険者の健康の保持増進を図るとと	・出前健診のモデル的実施													30 %
	もに、将来にわたる医療費の適正化を	・未受診者への電話・はがきによる	1	電話での勧奨●						<b></b>					特定保健指導実施率
	図る。	受診勧奨		はがる	きでの勧奨	•					<b>→</b>				35 %
		・実施検討委員会での受診率向上		第1回実施		第2回実施				第3回実施				第4回実施	
		策の検討		検討委員会		検討委員会				検討委員会				検討委員会	
人間ドック・脳ドック	の 人間ドック・脳ドックの受診費用の一	・広報紙への定期的な記事掲載		広報紙に		広報紙に		広報紙に		広報紙に		広報紙に		広報紙に	受診者数
推進	部を助成することにより,受診を促進			記事掲載		記事掲載		記事掲載		記事掲載		記事掲載		記事掲載	2,800 人
	する。														
健康づくり支援事業の	被保険者が健康な暮らしを送れるよう	・全国健康保険協会との連携の検討	事業連携の	剣討						•					
推進	健康づくりを支援する。								•						

## 5 業務改革の推進

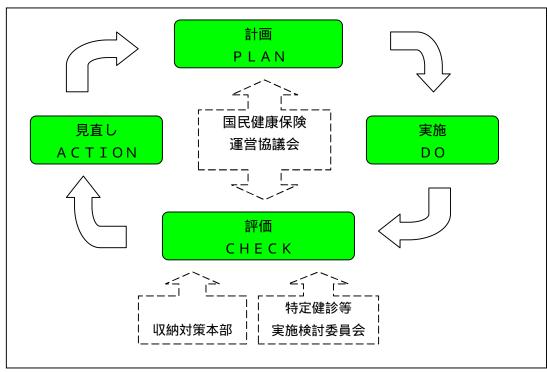
			年間スケジュール												
施策	概要	取組内容・実施方法・問題点など	23年度												目 標 値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
業務の効率化の推進	業務の外部委託や執行体制の見直し	・外部委託移行(窓口業務)の検討	•							<b></b>					窓口の外部委託を見
	などにより,業務の効率化を図る。	・窓口の一部統合による試験運用							窓口統合(資	資格,給付)					据えた試験運用の実 施
															ne .

#### 計画の評価(事業の進行管理)

本計画に掲げた取組事項について,PDCA サイクルに基づく計画の進行管理を行います。部内において定期的に進捗状況の確認を行いながら計画を実行し,宇都宮市国民健康保険運営協議会において進捗の評価を行ったうえで,必要に応じて適宜計画を見直し,次年度の実行計画を策定していきます。

なお,個別の施策のうち『保険税収納率の向上』や『特定健康診査・特定保健指導の推進』については,それぞれ収納対策本部や特定健康診査等実施検討委員会においても,進行管理や様々な対策の検討が行われています。

#### 〔図〕PDCAサイクルによる計画の進行管理イメージ



#### 〔図〕PDCAサイクルによる進行管理の年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
決算			• –									
進捗確認(部内)				• -			0			0	<b>-</b>	
報告·評価 (運営協議会)					評価						中間報告	
見直し 次年度アクションプラン策 定					▼					>	計画案	<b>●</b> 策定

## 【歳出】

(単位:千円)

項目	平成23年度 予算案	前年度予算	前年比	増減率	主な増減	主な内容
総務費	603,713	613,668	9,955	1.6%	・保険者事務共同電算処理費の減 約12,000 新規 被保険者への情報発信の充実 国保だよりの充実,国保サポーター の活用 6,600 新規 口座振替の加入促進 ペイジー口座振替受付サービス の活用 1,401	・職員給与費 ・保険者事務共同電算処理費 ・一般事務費 ・賦課徴収費
保険給付費	31,805,166	30,919,887	885,279	2.9%	<ul> <li>一般被保険者の医療給付費の増 約989,000</li> <li>・退職被保険者等の医療給付費の減 約105,000</li> </ul>	<ul> <li>〔医療給付費〕</li> <li>・療養給付費</li> <li>・療養費</li> <li>・高額療養費 など</li> <li>〔その他〕</li> <li>・出産育児一時金</li> <li>・葬祭費</li> <li>・審査支払手数料 など</li> </ul>
後期高齢者支援金等	6,253,716	6,594,393	340,677	5.2 %	・過年度(平成21年度)分の精算に伴う減	・後期高齢者医療制度に対する支援金
前期高齢者納付金等	19,635	17,281	2,354	13.6 %	・過年度(平成21年度)分の精算に伴う増	・前期高齢者に係る財政調整制度に対する納付金
老人保健拠出金	5,089	304,132	299,043	98.3 %	・老人保健制度の廃止による精算(平成20年3月 以前分)に伴う減	・(旧)老人保健制度に対する拠出金
介護納付金	2,712,966	2,566,294	146,672	5.7 %	・40歳以上65歳未満の被保険者(介護保険対象)数 の 増に伴う増	・介護保険制度に対する納付金
共同事業拠出金	5,274,652	5,192,962	81,690	1.6%	・高額医療費共同事業医療費拠出金の増 約39,000 ・保険財政共同安定化事業拠出金の増 約43,000	・高額な医療費の発生に備えるため,県内市町が共 同 で実施している再保険制度への拠出金
保健事業費	274,985	315,635	40,650	12.9 %	・特定健康診査等事業費の減 約36,000 新規 ジェネリック医薬品の普及促進 アンケートの実施 905	・人間ドック・脳ドック受診補助 ・医療費通知 ・特定健康診査等 ・出産資金貸付
その他	63,299	61,515	1,784	2.9 %		・保険税還付金,還付加算金 など
計	47,013,221	46,585,767	427,454	0.9 %		

項目	平成23年度 予算案	前年度予算	前年比	増減率	主な増減		主な内容
国民健康保険税	12,663,328	12,858,152	194,824	1.5 %	・現年度分収納額の減	約152,000	【税率等】
					・過年度分収納額の減	約 43,000	〔医療費分〕
							所得割6.00% 均等割23,300円
							平等割20,000円 賦課限度額500,000円
							〔後期高齢者支援金分〕
							所得割2.35% 均等割 8,200円
							平等割7,000円 賦課限度額130,000円
							〔介護納付金分〕
							所得割2.05% 均等割 8,200円
							平等割6,900円 賦課限度額100,000円
国庫支出金	11,619,770	11,662,738	42,968	0.4 %	・老人保健医療費拠出金の減に伴う,	療養給付費	・療養給付費等負担金
					等負担金の減		(一般被保険者医療給付費等の34%)
							・財政調整交付金
							(保険者の財政能力を勘案し交付)
							・高額医療費共同事業負担金
							(高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1)
療養給付費等交付金	2,107,918	2,110,483	2,565	0.1 %	・退職被保険者等の医療給付費の減に係	伴う減	・退職被保険者分の医療給付費等に係る交付金
前期高齢者交付金	9,470,205	8,574,276	895,929	10.4 %	・前期高齢者数の増に伴う増		・前期高齢者の財政調整制度に係る交付金
県支出金	2,224,465	2,241,931	17,466	0.8 %	・老人保健医療費拠出金の減に伴う,與	財政調整	・財政調整交付金
					交付金の減		・高額医療費共同事業負担金
							(高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1)
共同事業交付金	5,272,916	5,191,236	81,680	1.6 %	・高額医療費共同事業交付金の増	約39,000	・高額医療費共同事業交付金
					・保険財政共同安定化事業交付金の増		(1件800千円を超える医療費が対象)
						約43,000	・保険財政共同安定化事業交付金
							(1件300千円を超える医療費が対象)
繰入金	3,530,234	3,812,085	281,851	7.4 %	・保険基盤安定繰入金の増	約120,000	・保険基盤安定繰入金(保険税軽減に対する補填)
					・事務費の減	約28,000	・事務費関係(職員給与費,事務費等)
					・特定検診・保健指導分の減	約28,000	・保険給付関係(出産育児一時金,財政安定化支援事業等)
					・失業者等の保険税減免分の増	約26,000	・保健事業関係(人間ドック・脳ドック)
					・無所得者支援分の減	400,000	・平成22年度当初予算からの新基準関係
							(特定健診・保健指導,保険税減免,無所得者支援分等)
その他	124,385	134,866	10,481	7.8 %			・延滞金
							・第三者納付金
計	47,013,221	46,585,767	427,454	0.9 %			

#### 一部負担金の減免等の取扱いについて

#### 1 背景

#### 医療機関のかかえる未収金問題

「払えない」「払わない」患者の一部負担金を、医療機関が回収できない。

 $\Box$ 

- ・「医療機関の未収金問題に関する検討会」を設置(厚生労働省) [平成 19 年 6 月] 報告書 [平成 20 年 7 月]
- ・「一部負担金の適切な運用に係るモデル事業」を実施 (1 特別区,29 市町) [ 平成 21 年度]

相談 40 件 申請 9 件 認定 7 件 減免対象額 58.5 万円

 $\prod$ 

一部負担金の減免及び保険者徴収の取扱いについて示していた通知の内容を一部改正 「平成 22 年 9 月 1

全国的に一部負担金の減免制度と保険者徴収制度の運用改善を図る。

- ・一部負担金の減免は、生活困窮等による未収金発生を抑制する効果
- ・保険者徴収は、悪質滞納に対し、医療機関の回収努力を前提に適切な運用が必要

#### 2 一部負担金の減免及び保険者徴収の取扱い

#### (1) 現行の取扱い

	取扱い基準等	備考
一部負担金減免	「宇都宮市国民健康保険規則」(第33条第3項),「宇都宮	これまでに , 阪
	市国民健康保険一部負担金の減額,免除及び支払猶予に関	神淡路大震災
	する事務取扱要領」で規定	の際に5件適用
保険者徴収	「宇都宮市国民健康保険規則」(第36条,第37条)で規定	

#### (2) 本市の対応

			改正前	改正後				
				(平成23年1月1日~)				
部	<b>6</b> 7.84	保険税滞納の有無	保険税の完納 及び完納確約	生活保護基準以下の世帯については 要件としない (滞納があっても対象)				
負担金	免除	世帯収入対象者	世帯全員 (被保険者以外も含む)	世帯主を含む被保険者全員				
道		減免期間	3ヶ月を超えない範囲	1ヶ月更新制で3ヶ月を超えない範囲				
免	減額		改正なし					
	支払猶	予	改正なし					
保险	食者徴収	l.	新たな国の基準を踏まえ,より実効性のある運用ができるよう検討					

#### 一部負担金の減免制度

被保険者の特別な理由(以下の【要件】参照)で一部負担金の支払いが困難であると認められた場合に、減免・支払猶予する。

#### 【要件】

震災,風水害,火災,その他これらに類する災害により死亡し,障害者となり,または 資産に重大な損害を受けたとき

干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により 収入が減少したとき

事業または業務の休廃止,失業等により収入が著しく減少したとき 以上に類する事由があったとき

減	額	一部負担金の額の一部を減じる。
免	除	一部負担金の支払いを免除する。
±+/	₩ӡ	一部負担金の支払いを保険者が医療機関に行い、保険者への一部負担
支払	.烟丁	金の支払を猶予する。

#### 【新たな基準】

- ・災害や失業等により著しく減収
- ・収入が生活保護基準以下,かつ,預貯金が生活保護基準の3ヶ月以下の世帯
- ・期間は3ヶ月まで

#### 保険者徴収制度

医療費の未収金を医療機関に替わって市町村などが徴収できる。

#### 【新たな基準】

- ・医療機関が未然防止策及び回収の取組を実施していることが前提
- ・第1段階(治療終了後3ヶ月以上経過) 保険者から電話・文書による催告
- ・第2段階(治療終了後6ヶ月以上経過)

悪質滞納に保険者徴収を実施

一部負担金相当額等が 60 万円を超える場合,または, 保険税の滞納処分を実施する状態にある場合

## 一部負担金の減免基準の比較

項目	本市の要領	国の基準		本市の要領
	改正前	国の奉生		改正後
世帯収入の基準	免除 (生活保護基準×1.15) 以下 減額 (生活保護基準×1.15) ~(生活保護基準×1.30)	免除 減額 生活保護基準以下		免除 (生活保護基準×1.15) 以下 減額 (生活保護基準×1.15) ~(生活保護基準×1.30)
世帯収入の	世帯全員	世帯主を含む		世帯主を含む
対象者	(被保険者以外も含む)	世帯の被保険者全員		世帯の被保険者全員
預貯金額の基準	〔規定なし〕	生活保護基準の3ケ月以内		〔規定なし〕 *国の基準に該当する場合には預貯金の調査を行う。
	免除	免除		免除
(日)		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		④ 〔規定なし〕
保険税滞納の有無   	<ul><li>B 完納及び完納確約</li><li>減額</li></ul>	<ul><li>B 〔規定なし〕</li><li>減額</li></ul>		<ul><li>B 完納及び完納確約</li><li>減額</li></ul>
	◎ 完納及び完納確約	◎ 〔規定なし〕		◎ 完納及び完納確約
治療の種別	入院,通院	入院のみ		入院 , 通院
減免期間	3ヶ月を超えない範囲	1ヶ月更新制で 3ヶ月を超えない範囲	<b>&gt;</b>	1ヶ月更新制で 3ヶ月を超えない範囲

## 世帯収入

